

## 【PressRelease】

令和6年3月14日  
子ども生活福祉部障害福祉課  
身体障害者更生相談所

### 身体障害者手帳におけるマイナンバー紐付け誤り事案について

デジタル庁を主体としたマイナンバー総点検を身体障害者手帳について実施し、令和5年12月に紐付け誤り1件の公表を行いました。

総点検の紐づけ誤りの結果を受け、独自に点検（手帳台帳システムと住基ネットシステムのマイナンバー+4情報（氏名：漢字・カナ、住所、生年月日、性別）を実施したところ、新たに31件の紐づけ誤りを確認しました。

現時点では、これらの紐付け情報の修正は完了しており、情報連携やマイナポータルで利用される情報の更新作業を行っているところです。

また、この紐付け誤りにより、本人以外が障害者手帳情報をマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていました。マイナポータル上で表示される手帳情報には、マイナンバーや氏名等の情報は含まれていないため、当該紐付け誤りにより、マイナンバー、氏名、生年月日、性別及び住所の個人情報が第三者に閲覧されることはありません。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めて参ります。

#### 【マイナポータルで閲覧できる身体障害者手帳情報】

手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日）、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

#### 1 手帳情報との紐付け誤り

・身体障害者手帳 31件（点検数：42,221件）

#### 2 紐付け誤りの原因

##### ①申請者の誤記入

申請書等に記載されたマイナンバーが別人（保護者）のものであった。

##### ②業務システム登録時の入力・転記ミス

申請書等の情報をシステムに登録する際、転記を誤り、そのまま紐づけ処理を行ったことによる。

##### ③住基ネット照会時の本人確認不足

住基ネットワークシステムでマイナンバーを抽出した際に、カナ氏名と生年月日が一致する別人のマイナンバーを紐付けてしまったことによるもの

#### 【再発防止策】

- ・申請者の誤記入を防止するため、交付申請書の様式改正を予定しています。
- ・デジタル庁が作成した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、各種申請書の受理機関である市町村窓口等における本人確認の徹底と申請書等へのマイナンバーの記載を徹底するよう通知しました。
- ・システムにマイナンバーを登録する際の確認を複数人で行うことを改めて徹底しました。

#### 3 紐付け誤りがあった方への対応

- ・令和6年3月7日に、申請者あてに事情説明とお詫びの文書を送付しました。

#### 【問い合わせ先】

障害福祉課 上間

[TEL:098-866-2190](tel:098-866-2190)

身体障害者更生相談所 兼城

[TEL:098-886-2115](tel:098-886-2115)